随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（教育委員会事務局分）（令和7年6月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	生徒指導課	340-3478	いじめ・暴力防止（CAP）プログラム実施業務	特定非営利活動法人　えんぱわめんと堺／ES	9,570,000	R7.6.25	本プログラムはいじめやこども同士の暴力防止だけでなく、自分の心とからだを大切にするための人権意識を育むとともに、あらゆる暴力から自分を守る方法を考えるプログラムであり、プログラムの受講を機に児童生徒が被害の相談をするケースもあるなど、高い効果が見込まれることから、当該団体に委託する。 堺で長年実績を重ねており、きょうだい児童生徒についての引継ぎもでき、CAPプログラムによりこどもの命にかかわる虐待について学校、他機関と連携して対応した例もある。性被害についても誰にも相談できなかった児童生徒が、身近な大人に相談するきっかけとなった。 本プログラムを実施できるのはNPO法人CAPセンターJAPANより「CAP活動認定書の発行」を受けた「CAPスペシャリスト」のみであり、NPO法人えんぱわめんと堺/ESは堺市で唯一CAP活動認定書の発行を受け、NPO法人CAPセンターJAPANとその認定についての覚書を交わした団体である。 従って、本プログラムは当該相手方しか履行できないので、随意契約を行う。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
2	学務課	228-7485	学務課関連システムの標準システム移行延期に伴うデータ連携機能改修業務	扶桑電通株式会社　関西支店	3,300,000	R7.6.16	本業務は、共通基盤システムのデータ連携機能停止に伴い、学務課関連システム(以下「本システム」という。)と他の住民情報系システム等とのデータ連携の仕組みが変更されることに対応するための改修を行うものであり、当該目的を達成しつつ本システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、本システムのデータレイアウト、システム内部処理等、本システムに関する詳細な知識や技術が不可欠である。よって、本システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適さない。 本システムにかかる詳細な知識を有しない者が本業務を履行すると、システム設定の誤りや漏れ、対応工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りが発生した場合、各種申請に対する認定処理や支出手続きなどを適正に行うことが出来なくなり、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことにより、本業務を適正に履行できる者は、本システムの詳細な知識等を有する本システムを構築した者である扶桑電通株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
3									
4									
5									